通所介護事業運営規程

社会福祉法人　清　和　園
セイワ若松デイサービスセンター

第１章 事業の目的と運営の方針

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人清和園が開設するセイワ若松デイサービスセンター（ 以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
２　利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
一　名称　セイワ若松デイサービスセンター
二　所在地　千葉市若葉区若松町７９２－１

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、人数及び職務内容）
第４条　事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。
一　管理者　１名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
二　生活相談員
サービス提供時間に応じて１名以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
三　看護職員
サービス提供時間に応じて１名以上
看護職員は、利用者の健康管理（検温や血圧測定など）を行う。
四　介護職員
サービス提供時間に応じて利用者数１５人までは１名以上、それ以上、又はその端数を増やすごとに１名加えた数以上
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
五　機能訓練指導員　１名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための必要な機能訓練を行う。
六　生活相談員、又は介護職員のうち１名以上は常勤とする。

第３章　　営業日及び営業時間と定員

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一　営業日　　日曜日から土曜日までとする。
ただし、１２月３０日から１月３日迄を除く。
二　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
サービス提供時間は、午前９時１５分から午後４時３０分までとする。
ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。又、電話等により２４時間連絡が可能な体制とする。

（利用者の定員）
第６条　利用者定員数は、一体的に行われる介護予防通所介護との合計で１日当たり月曜～土曜日３５名、日曜日２５名とする。ただし、災害やその他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第４章　　設備及び備品等

（通所介護の内容）
第６条　指定通所介護の内容は、次のとおりとする。
１　生活指導　（相談援助等）
２　個別機能訓練　（日常動作訓練）
３　栄養改善　（低栄養予防）
４　口腔機能向上訓練
５　介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
６　介護方法の指導
７　健康状態の確認
８　送迎
９　入浴
１０　食事

（通所介護の利用料等）
第７条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定当該通所介護が、法定代理受領サービスである場合は、保険者が定める利用者負担の割合の額とする。
２　法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
３　前項のほか、次に揚げる費用を徴収する。
①　食費（食材料費及び調理に関する費用）　７２０円（おやつ代含む）
②　オムツ代
③　前条に掲げる介護以外のサービス利用に係わる費用は、別途徴収するものとする
４　前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、千葉市、四街道市の区域とする。

（衛生管理及び感染症対策）

第９条　事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

１　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

２　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

３　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

２　利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

３　事業者は、職員の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

４　その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　指定通所介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

２　地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施

（業務継続計画の策定等）

第１３条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施します。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（虐待防止に向けた体制等）

第１４条　虐待発生の防止に向け、定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

２　虐待防止委員会を設ける。

３　虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の市町村へ通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

４　職員は、年２回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する

（身体的拘束等の適正化）

第１５条　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を禁止する。
2　身体的拘束等を行う場合には、その内容や時間、利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（その他の事項）

第１６条　事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
2　職員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
3　職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これからの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
4　その他、個人情報保護規定によるものとする。
5　事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職員による精神的又は肉体的な損害や権利を侵害する行為に関し、法人が定めるハラスメントの防止等に関する規程に基づき、もって職員の人権を尊重し、相互信頼に基づく職場環境の促進を図るため必要な措置を講じるものとする。
6　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人清和園と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

（サービス情報の公表）

第１７条　厚生労働大臣及び千葉県・千葉市の定める制度により介護サービス情報を公表する。

附則

この規程は、令和８年３月２７日一部改正し、同日から施行する。